清末の内モンゴル・ハラチン地域における巡警局創設について

包　呼和木其尔*（ボルジギン　フフムチル）

The Establishment of the *Xunjingju* 巡警局 in Qaračin Region of Inner Mongolia at the Late Qing period

BORJIGIN Huhmuchir

要旨

巡警局は西洋や日本をモデルに導入された近代的警察組織で、その創設過程を中国内地の事例で論じた先行研究は多いものの、当時の外藩モンゴルでの創設については専論がない。本稿では、清代内モンゴル・ハラチン地域における巡警局創設を現地の社会構造と関連付けて考察し、内地における巡警局と比較し、その異同を論じる。

巡警局導入以前、ハラチン地域の治安維持は太平社、団練、郷勇局等の組織によって果たされていた。これらの組織は直接現地の村々から成年男子を供出させて、その村に彼等の費用を負担させるもので、外藩モンゴルにおけるアルバ〔公務〕負担の制度を適用したものであった。しかし、巡警局設立当時は、旗のジャサグ〔旗長〕衙門とは別に独自の衙門を設け、兵役に従事した経験がある者を雇用し、時にジャサグ衙門を通さずに裁判を行うこともあった。この様な警察組織を維持する財源として、旗民の人口や農耕地面積に応じて、銭両を賦課する策を講じた。しかし、組織の維持費用を租税として賦課することは、外藩モンゴル人が遂行すべきものとされたアルバと全く異なる性格を持つもので、この徴税行為は旗民の強い反発を引き起こした。

結局、旗衙門はこの問題を解決するために巡警局巡勇の人材調達方法を改め、巡警局に現地から成年男子を供出させて、供出した各戸が自ら費用を負担すると言う従来の軍事的アルバ賦課の方法に基づく治安維持組織とし、地域防衛の役割を果たさせた。

キーワード：清代、内モンゴル、ハラチン地域、警察組織、巡警局
Keywords：Qing period, Inner Mongolia, Qaračin region, police institution, xunjingju

目次

1. はじめに
2. ハラチン地域における治安維持組織と巡警局
3. ハラチン左旗の巡警局
4. ハラチン左旗における巡警局と旗民の対立
5. 巡警局の整頓
6. おわりに

*東北大学大学院環境科学研究科博士後期課程

1. はじめに

本稿では、内モンゴル・ハラチン地域を事例として、清末の巡警局設置がモンゴルの地域社会独自の構造にどのように規定されていたのかを明らかにする。

巡警局は清末新政の一環として西洋や日本の警察をモデルに導入された治安維持組織である。『清国行政法』によると清朝は「近世国家におけるかごとく、一個独立の行政をなす」（注 1）警察機関の創設を目指したのであり、その警察制度の改革は、光緒 24（1898）年の湖南保衛局の設立に始まる［中国社会科学院法学研究所法制史研究室（著）1985 : 299］［谷井 1988 : 763-791］（注 2）。光緒 31（1905）年 8 月、海外考査へ派遣された五大臣（載澤、戴鴻慈、徐世昌、端方、紹英）に対する革命党人呉樾による爆弾襲撃事件をきっかけとして、袁世凱は巡警部なる警察行政専門の中央官庁の設置を提案する［中国社会科学院法学研究所法制史研究室（著）1985 : 304］（注 3）。これにより内モンゴルのハラチンでも、光緒 33（1907）年に巡警局が設立されたのである。

谷井俊仁は、この改革以前の清代外省の警察機能が各機構に分散し、混淆としていた実情を割辮案の事例により考察した［谷井 1988 : 763-791］。これによれば、従前の警察業務は文書往来が頻繁で、文武両官の間で責任を押し付けあうなど、事件処理の効率が低いものであった。乾隆帝の時代には文武官の責任範囲を細分化したが、警察専業部門を設けたわけではないため、文書往来が従前より増えて処理は一層難しくなった。清末の改革は、この問題を解決するための作業であったにもかかわらず、従前の伝統に足をすくわれて失敗に終わったのである。清朝による警察制度改革が効果をあげたかどうかはともかく、近代国家作りを目指し、警察業務の専門機構を作る意図があったのは明白である。

また、清末新政期の警察制度改革に関する内地各省の事例研究を見ると、巡警の成立はその地方の歴史的社会・文化構造と深く関わっていたことが指摘されている。吉澤誠一郎は、天津における巡警局について論じた際、従前の研究が巡警局設置に関する政策の列挙にとどまっていることを批判し、天津都市社会にとって巡警創設がいかなる意味をもっていたのかという問題意識と、都市管理システムの変遷と言う視角から分析を行った［吉澤 1992 : 2094-2120］。氏の研究は中国内地における近代的警察制度の確立を理解する上で重要な手掛かりになると言える。

近代的警察制度の導入が伝統的社会構造や行政統治の特色に規定されていたことは、やはり清朝の統治下にあったモンゴルにおいても同様である。しかし同時期の外藩モンゴルにおける巡警局創設について専論は発表されていない。中見立夫の著書『「満蒙問題」の歴史的構図』では、清末ハラチン右旗における「新政」の実施状況について、旗内原有の甲兵に洋式鉄砲を購入し、新式訓練を受けさせているが「均無餉銀」としている［中見 2013 : 73］。

また、バイルダグチが巡警局設置はハラチン右旗ジャサグ・グンサンノルブによって実施された改革の主な内容の一つであると述べているが細かい検討はしなかった［バイルダグチ 2007 : 113-124］。つまり、清末のハラチン右旗に近代化改革が行われ、新式軍隊や巡警局が設置されて

いたことが知られるが、それぞれの創設過程や直面した問題は検討されなかったのである。

ハラチン右旗は、ハラチン左旗、中旗とトゥメド左旗、右旗とともに内モンゴル東南部のジョスト〔卓索図〕盟に属していた。このうちハラチン三旗とトゥメド左旗はチンギス・ハンの功臣ジェルメ一族のオリヤンハイ・タブナン〔貴族〕と彼らの属民によって構成されていた。ハラチン三旗は中国本土の河北省、遼寧省と接しており、清初から内地民人（注 4）の移住が進んでいたが、清朝による「借地養民」政策のもとで移住者が増加し、モンゴル人と民人が雑居する農耕社会が形成された。

清代のハラチン三旗では、旗長たるジャサグ以下の諸官員が置かれる一方で、旗内の閑散王公、タブナンと一般モンゴル人の間に主従関係が維持されていた。この主従関係を支えていたのがアルバ〔公務〕賦課の体制であった。ハラチン地域のモンゴル人は旗のアルバト〔公務遂行を義務付けられた人々〕として旗や国家へのアルバ〔兵役、駅站役等〕を遂行すると同時に、各自の領主タブナンの属民として貴族個人に対するアルバ〔実物、労働力等〕をも負担していた［額定其労 2012 : 167-204］。彼らが負担していたアルバを旗属〔qosiγun-u qariy-a〕と自属〔öber-ün qariy-a〕の二種類に分けて佐領ごとに徴収していた。その後、アルバトの名前の下に供出したアルバの量を記した冊子を作り、それが印務処に保存されていた。旗属のアルバは主に①旗内に活仏を招いて読経させる時、②駅站への人員・費用の供出、③河堤の修繕工事への派遣、④皇帝の万寿を祝賀する、などの用途で賦課されていた。自属のアルバは定期的に供出するアルバ〔toγtamal čaγan alba〕と領主家の婚嫁、葬式などに供出されるアルバであった。アルバの用途を見ると分かるように、自分の領主に対して定期的アルバを供出する他は、必要に応じて徴収するものであった。従ってハラチン地域に関しては、従来の旗民のアルバ負担の体制が、巡警局の創設によってどのように継承あるいは克服されたのかという、内地とは異なる独自の課題が提起されるのである。さらに、内地から移住してきた大量の民人が州・県の管轄下におかれ、同一事件に関わった蒙漢両住民を旗と県がそれぞれ別個に処理していた。それゆえハラチンでは、嘉慶、道光年間に蒙漢両住民を包摂した治安維持組織として太平社が設置されていたが、光緒 24（1898）年には郷勇局〔後述する〕と呼ばれる治安組織が機能していた。巡警局は、この郷勇局にかわって設置されたものであった。このような巡警局の創設に至るまでのハラチン地域の治安維持の流れは、節を改めて論じることとする。

ハラチンの巡警局関連の文書は、中国内モンゴル自治区檔案館所蔵の清代ハラチン文書、すなわちハラチン左旗文書（全宗号 503）、同右旗文書（全宗号 505）、同中旗文書（全宗号 504）中の諸文書である。この内中旗の文書が 3 万巻以上で最も多く、左旗 1 万巻余、右旗 5 百巻余である。史料収集の範囲や時間的に考慮し、本稿では量的に最も適宜な左旗の事例を中心に検討する。以下文中での文書引用に際しては、全宗号・目録号・案巻号からなる所蔵番号を付記する。例えば（503-2-3627）は、全宗号 503、目録号 2、案巻号 3627 を意味する。

档案史料が一次史料であることはいうまでもないが、個々の文書から得られる情報の範囲は限定されている。本稿は、さしあたりハラチン左旗の巡警局に関する事例的な研究であるが、同様

の問題については中国の内地を事例とした先行研究もあるので、これらと比較しながら、同時代の中に内モンゴルの一地方の事例を位置づけてみたい。

2.　ハラチン地域における治安維持組織と巡警局

嘉慶年間の白蓮教の反乱をきっかけとして、清朝は治安維持を強化するため、各地で保甲制度（注 5）の再編、強化を目指した。当時ハラチン地域でも近隣の村落が連合することで治安を強化する動きがあった。

以下引用するのはジョスト盟盟長のマハバラが、熱河都統に送った道光 15（1835）年正月初 7 日付文書（503-2-3627）である（注 6）。

> edüge kedün ǰil-ün dotur-a ping, ǰiyan, čou, či ǰerge-yin ǰeü, siyan ba ǰiči qosiγu büri-yin γaǰar-a čig čig-tür čöm qulaγayiči degdeǰü buliyan tonuγsan ǰerge-yin kereg olan-i medegülǰü mongγul ayil bülüg oyir-a-bar neyileǰü bariγuluy-a, irgen-ü γačaγan ayil basakü oyir-a-bar neyileǰü bariγuluy-a
> ここ数年の間、平、建、朝、赤等の州、県及び全ての旗のあちこちに盗賊が現れ、強盗事件が多発したことが報告されている〔ので〕、モンゴルのアイル・ブレグ〔村落〕の近いものを連合させて捜査・逮捕させよう。民人の村落も近いものを連合させて捜査・逮捕させよう。

これは、治安維持強化措置として近隣の村落を連合させることを提案したものである。ハラチン地域のアイル・ブレグと呼ばれる集団は、五、六戸から数十戸規模の村落であり、一村落内には複数の佐領の箭丁と複数の県に所属する民人が含まれていた。ここで言う佐領や県とはモンゴル旗の箭丁と内地民人の所属を表す単位であり、領域的な統治区分ではなかった。そのため、蒙漢雑居地方の治安維持のためには、所属の異なる住民を、地縁的区分により領域的に把握する組織が必要とされた。

そこで熱河都統とジョスト盟盟長マハバラの命令で、ハラチン地域に設置された治安組織が太平社であった（注 7）。太平社設置当時のハラチン地域には幾つかの地域区分があり、旗のジャラン（注 8）等の官員がそれぞれ管轄していた。同治 4（1865）年、ハラチン中旗には 19 の地域があり、地域ごとに太平社が設置されていた。地域はまた幾つかのアイル・ブレグ〔村落〕で構成されたが、モンゴル人村落と民人村落が錯綜し、蒙漢混住村落も少なくなかった。その内、民人は県の、モンゴル人は旗の行政管轄下にあった。基層社会においては、民人の間に郷組織があり、郷約、郷牌（注 9）などが置かれた。一方モンゴル人は屯達（注 10）、村長〔bülüg-ün daruγ-a〕などが社会の管理を行っていた。つまり、旗内に住む民人を管轄するために県が設置されていたものの、その管轄範囲は領域的なものではなかった。モンゴル人と民人が関わる事件が発生すると、民人側では郷牌が、モンゴル側では屯達がそれぞれの当事者の捕縛に責任を負った。その後、旗の官員と知県が会同して処理し旗がモンゴル人を、県が民人を裁判していた。こ

の体制は太平社設置後も維持された。マハバラの文書によると、太平社は一地域内のモンゴル人、民人それぞれに設置されたが、その上に当地域を管轄するモンゴル旗の官員が社のダルガ〔長〕に任じられ、両者を統轄していた。太平社自体は裁判権を持たず、従前の蒙漢分離体制がそのまま維持されたのである。太平社の設置は、旗内の領域的管轄区分ごとに治安維持体制を作ることによって、実効性を持った組織構造にしようとしたものと思われる。

光緒 24（1898）年になると、ハラチン左旗に郷勇局が設立された。当時のハラチン地域の治安状況を見ると、光緒 17（1891）年の金丹道暴動は鎮圧されたとは言え、その残党が各地の馬賊と合流し、絶え間なく騒乱を起こしていて、社会は不安定なままであった。このような状況下で、ハラチン左旗の王府所在地イフ・ホローに郷勇局が設立されたのである。当時の郷勇の指揮官梅林ヒシグトは（注 11）、

> badarayultu törü-yin qorin dörbedüger on-du tus qoruγan-a siyangyüng ǰiüise bayiγulǰu, kedün bülüg-ün［bayatur-i］čuγdaγulun bolbasuraγulqui-a ǰegün qoruγan-u γurban fü-yin noyačud boluγad wan da ye-tei kesigtü namayi batulaǰu ǰiüisen-ü kereg-i medegülün bayatur-ud-i bolbasuraγuluγsan bölüge.
> 光緒 24 年、同ホローに郷勇局を設置し、周辺の数ブレグから〔郷勇を〕集めて訓練した時、東ホローの三つの府のノヤン達とワン大爺は私ヒシグトを保証し、局の事務を管轄させ、郷勇を訓練させた。

と述べており、太平社と同様に周辺の村落から成年男子を集めて訓練していたのである。太平社では、事件発生が社首、社長（注 12）に報告されると、その都度社勇を集めて出動させたのに対して、騒乱が頻繁に起きていた時期に設置された郷勇局では、管轄の官員に各太平社の郷勇を訓練させ、常時出動させる態勢を整えていたものと思われる。一方同時期のハラチン右旗についてみると、光緒 21（1895）年に旗ジャサグから綁票の匪（注 13）を取り締まる件で太平社の社首に命令した文書に（注 14）

> edüge qaračin dumdadu qosiγun-ača iregsen bičigtür, teden-ü qosiγun-u ǰegün ǰaq-a-bar bang piyuu-u qulaγai degdeǰü ayil bülüg-ün bui büküi-tei mongγul irgen-i buliyan degeremleǰü yabuqu-yi tusbüri-yin mongγul irgen še, tüwan liyan-tai qabsuran bayičaγan bariγuluγsan bolbaču, edeger qulaγai nar-un nam qorsiy-a dutaγan γarču
> この度、ハラチン中旗から来た文書に、彼らの旗の東境で綁票の匪が発生し、村、屯の全てモンゴル人、漢人を略奪しているので、蒙漢の〔太平〕社、団練を合わせて捜査･逮捕させたが、これらの匪賊の党与は逃げ出した、

とあることから、太平社と団練がともに治安維持にあたっていたことが知られる。この団練な

るものは太平社を構成する村落から集められ、団長によって訓練された郷勇のことで、モンゴル語では〔čuγdaγulun bolbasuraγulqu（集めて訓練する）〕と記されている。光緒 24（1898）年にハラチン左旗のイフ・ホローに設置された郷勇局は、ハラチン中、右旗においては団練と呼ばれていた可能性がある。あるいは、郷勇局内に複数の団練が含まれていたことも考えられる。いずれにしても、金丹道事件以降旗内の治安維持を強化するために、太平社ごとに常時練兵を行っていたことが窺われる。

ところで目黒克彦は「団練と郷勇との関係について──湘郷団練と湘勇の場合」において内地の団練について述べている［目黒 1983 : 30-15］。それによると湖南省湘郷県の場合、郷紳が壮丁を招募して知県がこれを団練として編成し、官紳協力で地方行政の円滑な実行を可能とした。後に、湘郷団練は曽国藩が率いる湘軍に兵員を供出する母体になったことも目黒によって指摘されている。

また、吉野香は広西省貴県を事例に団練の形成と郷紳層との関係を明らかにしている［吉野 2001 : 341-351］。貴県の場合、道光 27（1847）年以降計 6 回にわたって団練が結成された。団練の指導者に任命されたのは、有力な宗族と婚姻関係を結び、在地秩序の中心にいた林氏一族の者が多かった。それは、この一族が団練を組織するために必要な資金を提供する商人や紳士から、団練の構成員の末端までを取りまとめる指導力を有していたためという。ここで注目されるのは、内地の団練は官、紳、商の協力によって組織された、彼らの権力を背景とした武装集団だったことである。これに対して、ハラチン地域の太平社や団練は、地方治安維持を行う点では内地の団練と同様であるが、内地のような官、紳、商の私的武装集団ではなく、従来のアルバ負担の延長上に、現地の人々が交替で、公務として遂行していたものと思われる。

間もなく新政期になると、清朝各地に近代的警察組織である巡警局が導入されたが、外藩のハラチン地域も例外ではなかった。ハラチン左旗の公文書の中には、巡警局官員と旗民との訴訟文書が残されており、ハラチン地域の巡警局の実態を窺うことができる。そこで次節では、この訴訟文書を用いて、ハラチン地域の巡警局の創設経緯を探っていきたい。

3.　ハラチン左旗の巡警局

巡警局の設置、運営において最も重要なのは費用の問題であった。吉澤誠一郎によると天津では都市住民の住宅、商人の店舗、人力車、戯館などに課税することで費用を賄っていた［吉澤 1992 : 2102］。ハラチン地域の巡警局も同様な方法で費用を捻出していたことは、費用の徴収をめぐる巡警局官員と旗民との訴訟文書から知ることができる。

以下、光緒 34（1908）年、ハラチン左旗王府所在地イフ・ホローのジャラン・サインボヤンをはじめとするイフ・ホロー周辺の 18 ブレグの官員が、旗衙門に巡警局巡董三等タブナン・トゥメンバヤルを訴えた事件に関する文書を用いて、巡警局の設置から費用徴収をめぐる訴訟に至るまでの経緯を整理していきたい。これは内モンゴル档案館に 503-2-7447 の所蔵番号で保存され

ている光緒 34 年正月から四月までの計 42 通の文書である。この内 1 から 41 番までは「同ホローの司を管轄したジャラン・サインボヤン等が文書を呈して、巡警局費用のことで巡董タブナン・トゥメンバヤルを訴えた件」、42 番は「巡警局の費用徴収、未納、どのアイルの誰からいくら徴収したか等を調べた留子」という題目が付けられている。これらの文書には、18 ブレグの官員がトゥメンバヤルを訴えた文書とトゥメンバヤルの反論、旗衙門が事件の調査に派遣した官員の報告、巡警局の官員が収支を報告した清単等が含まれている。

まず巡董タブナン・トゥメンバヤルは、巡警局設置の経緯について次のように述べている。（注 15）

urǰinun ǰilün yisün sar-a-du ǰasaγ beyile noyan-a čakilγan metü ǰakiǰu siyün ǰing-ün kereg-i γar daγariγulun qaraγalǰiγulǰu, siyün ǰang, siyün mü-yi ǰalan sayinbuyan nar-tu ǰakiǰu siyün ǰing-ün kereg-i qamtubar üiledügülǰü iregseger nidunun ǰilün čaγan sar-a-dur, sanamsar ügei mön sayinbuyan ǰisür arγ-a egüskeǰü tabunang namayi γačiγdaγulun ǰiüisen-ü kereg-i qayiqurqu ügei, bey-e bey-e-yin alban-iyan tülkiküi-e arγ-a ügei-degen tabunang bi degegsi medegülügsen-dü degereče dawasangbu-yi ǰakiǰu siyün ǰang-iyar batulan ilegegsen

一昨年の九月、ジャサグ貝勒ノヤンが雷のように命じて、巡警のことを兼ねて処理させ、巡長、巡目をジャラン･サインボヤン等に命じて、巡警の事務を共同で辦理させてきた。去年の正月、意外にもこのサインボヤンが狡計をはたらかせて、タブナンたる私を困らせ、局子の事務を放置し、各自の職を放棄したので、タブナン私は仕方なく上に報告したところ、上からダワーサムボーに命じて巡長として保証し派遣した。

これによれば、巡警局を最初に設置したのは光緒 32（1906）年 9 月のことである。しかし、翌年の正月に巡警局官員の間に紛争が起き、巡長サインボヤンが職務を放棄した。そこで、トゥメンバヤルの要求によって旗衙門はダワーサムボーを巡長として任命したことが知られる。その結果、

badaraγultu törü-yin γučin γurbaduγar on-u qabur-ača inaγsi siyün tüng γutaγar ǰerge tabunang tümen-bayar-bar siyün ǰing ying-ün čirig-i čuγlaγulun oyir-a orčin kiged qosiγu qoγurundu-yi qamuγlatuγai（qamaγalatuγai）kemegsen

光緒 33 年の春から巡董三等タブナン・トゥメンバヤルに巡警営の兵士を集めさせて〔イフ・ホロー〕附近と旗属を守るようにと言った。

とあるように、トゥメンバヤルとダワーサムボーの協力で光緒 33（1907）年の春から巡警局は正常に機能し始めた。しかし問題はその費用調達の方法であった。

yeke qoruγ-a terigülen arban kedün bülüg-eče γarγalγaγsan pou-u toγ-a bui, čirig büri-yin aliba bükün-ü süidkel-ün ǰoγus-i čöm bülüg büri γarγaǰu amui, edüyičinen bülüg-ün olan bügüde-yin tariǰu bayiqu niǰeged mü büri tariyan-ača qoyar mingγ-a nige ǰaγun ilegüü ǰoγus kiqaγan abuγsan

イフ・ホローを始め十数ブレグに出された銃の数がある、兵士 1 人ごとの全ての費用を各ブレグが供出している。これらのブレグの皆の耕している耕地 1 畝ごとに銭 2100 余り（注 16）を搾取した。

すなわち、巡警局を設置するために、イフ・ホロー及びその周辺の 18 ブレグに武器や巡警局の費用を供出させた上、彼らの農耕地 1 畝ごとに銭 2100 余りを賦課したのである。そして、巡警局の官員等によって月ごとの収支が計算され、その清単〔明細書〕が旗衙門に提出された。清単の内容から見ると徴収された銭両は概ね官員や巡勇の給料、食糧費、雑費〔局子の居所、燃料、衣服、各種器具等を租借、購入した費用〕として使われていた。同清単に記された巡警局の組織状況は【表 1】のようになる。

表 1　旗衙門に提出された巡警局の役職員（注 17）

巡長	巡目	書職	伙夫、打雑	巡勇	什長、打旗、張號、擂鼓
1 人	1 人	1 人	2 人	12－15 人	8 人

巡董トゥメンバヤルは、ジャサグ衙門に提出された清単に〔總巡局總董三等塔布囊烏萬喜（モンゴル文ではトゥメンバヤル）〕と記されているが、彼自身に関わる費用は清単中には記載されていない。また年間の給料支出を計算した部分には、巡目は現れず、代わりに教習と言う官員が見える。その給料は表内の巡目と等しいので、教習が巡目に当たるのではないかと推測される。巡董は巡警局の責任者で、巡長は巡警局の各駐在所の長官である。また、書職は文書処理を行う職であり、伙夫、打雑は炊事を担う職である。什長、打旗、張號、擂鼓は仕事の区分が明白に示されていないが、その名の通りに理解すべきと思われる。

2 月から 9 月まで巡警局が雇った巡勇は 12 人であるが、冬の 3 か月間は 15 人に増えている。他の項目は変動が見られない。また、巡長を務めていたダワーサムボーの供述によると（注 18）

qoyar sarača ekilen yisün sar-a boltal-a oruγsan γaruγsan-iyan neyilegülün bodubasu tabun mingγan naiman ǰaγun mingγ-a ilegüü boluγsan ba basa ebülün γurban sar-a-yin süidkel-ün ǰoγus qoyar mingγan mingγ-a ilegüü-tei neyite naiman mingγan mingγ-a ilegüü boluγsan-i si-yin γaǰar-ača ilγaγuritai čing dan bariγsan-du örüsiyel kürtegen elči ǰingseten qayiralan ögčü pou-u qubin-du oruγsan ügei erüke-yin mü büri tariyan-ača qoyar mingγ-a nige ǰaγun qori ǰoγus tegsidken tomilaγsan

2 月から 9 月までの収支を合算すると〔銭〕5,800 仟余りになり、また冬の 3 か月の費用の銭は 2 千仟余りになり、合わせて〔銭〕8,000 仟余りになったことを司衙門に明細を付した清単を呈したところ、憐れんで、官員を派遣し銃を分担させなかった各戸に、農耕地の畝ごとに銭

2120 を均等に賦課した

とある。〔銃を分担させなかった各戸（pou-u qobin-du oruγsan ügei erüke)〕とは、〔銃と馬を書かれた各戸（pou mori bičiglegdegsen erüke)〕、つまり銃と馬の負担を義務づけられた戸に対して、それ以外の特定の品目の負担義務を割り当てられていない戸のことを指すものと思われる。特定の物を出す人々と費用を負担する人々が分けられ、費用を負担する人々の農耕地に銭両を賦課したのである。旗衙門から派遣された官員が呈した清単によって、割り当てられた銭両を具体的に示したのが下の【表 2】である。

表 2　巡警局の費用を賦課した各ブレグの戸数及び負担額（注 19）

村落（ブレグ）名（注 20）	戸数	農耕地負担額（単位：仟銭）	未納（単位：仟銭）	戸口数負担額（単位：仟銭）	未納（単位：仟銭）
公議會	72	1,513.96	468.99	60,000	30,000
ドンダド・バイリ	124	1,144.92	455.00	114,000	83,500
南八家子	34	284.08	54.83	32,000	11,700
上台子	32	647.42	189.32	30,000	12,700
ジョラチン・アイル	29	419.52	38.99	40,000	20,000
ホヨル・バイシン	13	154.76	21.87	20,000	10,000
デーレ・ドロン・バイシン	14	226.36	35.00	20,000	0
ドロン・バイシン	7	156.88	70.38	0	0
欠損	15	248.00	137.92	0	0
ジューン・グール	9	103.88	94.88	60,000	60,000
タバン・バイシン	18	464.28	192.71	16,000	6,700
シネチュド	13	226.84	18.85	12,000	6,000
ホロー・ゴルバン・ゲル	32	430.35	58.05	26,000	8,000
四道営子	39	476.96	167.44		
ハブチル	13	263.90	168.21	0	0
バルーン・オール	ジャラン名のみ	380.00	145.00	0	0
楊樹溝	ジャンギ名のみ	150.00	0	0	0
ジューン・サンギン・アイル	ジャラン名のみ	380.00	112.00	0	0
合計	約 500（注 21）	7,672.11	2,429.44	410,000	248,600

この表から見ると、巡警局の費用として 18 ブレグのおよそ 500 戸〔うち、3 ブレグは管轄する官員名だけが記されているので戸数不詳〕の農耕地に銭両が賦課されているほか、農耕地がない各戸からは戸口数に応じて銭両が徴収されていた。農耕地から徴収されるべき総額銭 7,672.11 仟に対して、未納分は銭 2,429.44 仟にのぼり、総額の 32% 近くになる。また戸口から徴収される総額は銭 410,000 仟、未納分は銭 248,600 仟であり、未納分は総額の 61% 近くになる。つまり、巡警局の費用を賄う措置として人頭税、農地税を賦課したものの、巡長ダワーサムボーが報告する 1 年間の支出銭 8 千仟余りの 3 分の 1 に当たる額が徴収されなかった。旗衙門は、このように

農耕地と住民に銭両を賦課し、徴税を通じて地方財政を打ち立て、巡警局を運営しようとしたのである。しかし、それは最初から旗民の反発を受け、巡警局官員と旗民との訴訟に至るのである。

4.　ハラチン左旗における巡警局と旗民の対立

光緒 33（1907）年から運営され始めた巡警局が、銭 10,000 仟余りを 18 ブレグに賦課したことは、旗民の不満を招いた。前任の巡長、イフ・ホローのジャラン・サインボヤンを始め 18 ブレグの官員等が巡警局の巡董タブナン・トゥメンバヤルと対立し、光緒 34 年に訴訟を起こした。サインボヤン等 18 ブレグの官員の訴えによると（注 22）

qorin dörbedüger on-du ǰasaγ beyile noyan ber angq-a tusiyal-un önggeregsen čüi γuwanšidi-du ǰakiy-a ögčü tiyan ǰing-ün ǰi či ǰüi-eče rung da ren-ü ǰakiy-a-bar tabin γan qurdun pou ačaraǰu qosiγu qoγurunduban qamuγlaγsuγai［qamaγalasuγai］kemegsen anu, oγtu olan bügüde-dü tusa boluγsan ügei-ber ülü baran qarin-i mön pou-bar olan morin qulaγai nar örnin samaγuraǰu ǰigür ödü nemegdeged qosiγu-yi samaraγuluγsan-yi olan čöm medekü bui-y-a. qorin ǰiryuγaduγar on-u ebül-ün segül sarada yang šü geüdü morin qulaγai nar-i tosuǰu čokiγad čisun dalai metü tulaǰu arban kedün bülüg-ün siyangyüng čirigüd-eče γučin naiman ner-e kümün abtaγad dumda qoruγan-u meyiren kesigtü-yin egüden γadan-a üküdel-iyer dügürgeküi-dü kedüyičinegen süidkel absa ǰerge beledkeǰü üküdel-i γarγalγaγsan edeger ǰerge-yin γabiy-a ǰidkül čöm balaraǰu, önü qarin-i ene arban kedün bülüg-ün bülüg büri-eče pou terigülen aliba budas-i čöm ilegüüče kiqaγan abqu anu ǰüi-eče ketüregsen ügei kememüi üü

24 年にジャサグ貝勒ノヤンが前任の故崔管事に命じて、天津機器局の栄大人の命令で小銃 50 丁を持ってきて旗属を守ろうとしたが、全くみなに役に立たなかったばかりでなく、逆にその銃のせいで馬賊が猖狂になり旗属を騒がしたことは周知のことである。26 年 12 月楊樹溝で馬賊を迎え討ち、血の海の如く戦い、十数ブレグの郷勇のうち 38 人が亡くなり、ドンド･ホローの梅倫ヒシグトの門前が死体でいっぱいになった時、どれほど費用と棺桶などを準備して死体を処理したことか。これらの功労が全て無駄になり、この度、かえってこの十数ブレグからブレグ毎に銃などの諸物品をみな余分に苛派するのは理を超えたことではないか。

とあり、光緒 24（1898）年に梅林ヒシグトが「郷勇局」に郷勇を集めて訓練する際、旗ジャサグが 50 丁の銃を天津の機器局から購入したことが述べられる。そして光緒 26（1900）年の馬賊との戦いで殺された三十数人の郷勇の屍体処理の全ての費用を各ブレグから供出させている。ところが郷勇局を管轄していた梅林ヒシグトは（注 23）

qorin ǰiryuduγar on siyangyüng nar-i daγaγulun güčiyuuzi-du ečiǰü morin qulaγai-luγ-a bayilduǰu γučin

kedün siyangyüng abtaγsan-i olan čöm medemüi γabiy-a balaraǰu yal-a oluγsan-i γomudaqu bisi, γaγčakü〔光緒 33 年〕siyün ǰing-ün süidkel-i olan-ača ilegüüče kiqaγan abuγsan tul-a ünen učir-i öčiǰü medegülümüi

26 年、郷勇を率いて孤橋子に赴き、馬賊と戦って三十数名の郷勇が殺されたことは周知である。功績が無駄になり、罪を得たことが不満なのではない。ただ〔光緒 33 年〕巡警局の費用を皆から余計に苛派したので、実情を申し上げて報告するのである。

と述べ、郷勇局時代の負担と比べて、巡警局の費用が増額されたことを不満として訴えている。郷勇局の費用と巡警局のそれとの比較についてブレグの官員が印務処に呈した文書に（注 24）

urid on meyiren kesigtü-ber siyangyüng čirig-i quriyamǰilan yeke qoruγ-a-yi qamuγlaγsan tuqai, nigen ǰil-dür nige mingγan mingγ-a ǰoγus-ača ketüregsen ügei, önü yaγun učir nigen ǰil dotur-a nigen tümen mingγ-a ilegüü ǰoγus-un süidkel oruγsan anu qamiγ-a-ača iregsen ǰakiy-a bui

数年前（1898 年）、梅林ヒシグトが郷勇の兵を集めて、イフ・ホローを守った際、1 年間に銭 1,000 仟を超えなかった。この度、何故 1 年間で 10,000 仟余りの費用がかかったのか。どこからの命令なのか

とあり、巡警局の 1 年間の費用が郷勇局の 10 倍にも達しており、資金面で膨大な差があったことが知られる。郷勇局の費用は個々の事件処理の経費に過ぎないが、巡警局は近代的警察組織をモデルにしたもので、役員や巡勇の人数には定員が定められており、彼らに支給する給料や各種の手当が必要であった（注 25）。ハラチン左旗の巡警局官員が旗衙門に呈した毎月の収支を計算した清単を見ると、巡長の月給（乗用馬、食費含）は銭 120 仟、巡目は銭 69 仟、巡勇の基本給料は銭 32 仟であるが、その上にまた巡勇の津貼（給料以外の補助手当）があり、かなりの高給だったことがわかる（注 26）。しかし、旗民にとっては巡警局も、郷勇局も同じ治安維持組織に過ぎないから、資金面でのこのような差は理解しがたかったのである。

同書においてブレグの官員等はさらに次のように訴えている（注 27）。

edüičinen bülüg-ün olan bügüde-yin tariǰu bayiqu niǰeged mü büri tariyan-ača qoyar mingγ-a nige ǰaγun ilegüü ǰoγus kiqaγan abuγsan anu nigen tümen mingγ-a ilegüü ǰoγus-un süidkel abǰuqui, olan bügüde-yi möl̈jin kiqaγaǰu adaγ-taγan edüge boltal-a qoriγad ner-e čirig čü čuγlaγuluγsan ügei deger-e, siyün tüng tabunang tümenbayar-un keregdekü büri kölüsülekü čirig-üd-eče olangki anu čöm oryuγsan čirig-ün kümün, esekül-e kögegdegsen čirig, γaγčakü man-u olan bülüg-tü siyün ǰing-ün čirig-tü yabubasu bolumar kümün-i keregdekü ügei-dü, öčüken bide olan bülüg-iyer kedüi čidaqu činegeber pou süidkel-ün ǰoγus ǰerge γaryaǰu bayiqu abaču aliqan üy-e-dü yaγakiqu maγad ügei kemen tügsiltei anu ünen.

これらのブレグの皆の耕している一畝ごとの地から銭 2100 余り搾取し、徴収したのは銭

10,000仟余りになった。皆から搾取したのに、結局今まで20名ほどの兵士さえ集められなかった上、巡董タブナン・トゥメンバヤルが用兵の度に雇用する兵士の大部分は逃亡兵か、或いは追放された兵である。ただ、我が多くのブレグには巡警の兵士になり得る人がいるのに使わないので、卑小たる我らが如何に力の限り銃や費用などを供出してもいつどうなるかと恐れるのは本当である。

巡警局が郷勇局の十倍も費用をかけながら20名の巡勇さえ集められなかった上に、雇われた兵士も逃亡兵や追放された兵ばかりで信用できないというのである。しかし、上述の給料で計算すると、20名の巡勇の1年間の給料が銭7,000仟、更に巡長等の役員を加えると大体10,000仟を超える。つまり、1年間で郷勇局の十倍の費用をかけて設置したにもかかわらず、巡警局は20名の巡勇を養うことができるにすぎない。これに対して、巡警局設置以前のヒシグトが率いた郷勇局は旗民自ら郷勇になり、経費を自弁し、より少ない費用で巡警局の倍以上の規模を有する組織を作っていた。治安維持の実効性と言う点で、旗民の郷勇局への信頼が高いのは当然であろう。ブレグ官員等は最後に（注28）

siyün tüng tabunang tümenbayar ber nidün üǰetel-e, tabunang ǰingseten, qar-a sir-a, irgen mongγul, er-e em-e, ilγal ügei ǰoγus abqu učir barimtalan degüǰilen elgüǰü sanaγan-u durabar sidkeǰü kilis-iyer γačiγdaγulqu anu ali ǰakiruγsad-un γaǰar-ača kürtegegsen qayir-a kesig bayiqu-yi öčüken bide olǰu medegsen ügei, oldaqul-a ulamǰilan iregsen bičig-i öčüken man-du sonusγan qayiralaqu bolbau.
巡董タブナン・トゥメンバヤルが皆の目の前でタブナン、官員、僧俗、蒙漢、男女問わずに金銭を徴収するために、逮捕して吊るしあげ、好きなままに処罰して、不当に苦しめるのはどの管轄者からの厚恩なのか、卑小なる我らにはわからない。願わくば、転送されてきた文書を卑小なる我らに聞かせていただきたい。

とも訴えている。巡警局は銭両徴収に抵抗した人々の身分や所属を問わずに逮捕、処罰するなどの行動をとっている。通常、外藩モンゴルでは、犯罪者の場合でも貴族と一般旗人、旗人と民人を同じく扱うことはあり得なかった。旗民にとってタブナン・トゥメンバヤルの行為は、明らかにモンゴル旗の伝統を無視した越権行為、或いはそもそも弱い者いじめにしか見えなかったのである。

18ブレグ官員のこのような訴訟に対して、巡董タブナン・トゥメンバヤルは次のように反論している（注29）。

ǰingseten tusiyaǰu tariyan-u toγ-a-bar ǰoγus tarqaγaǰu quriyamǰilan ǰüisen-dü öggügsen anu degereki ǰakidal bolai tabunang minü öber-ün ǰoriγ busu, kedüi bi siyün ǰing-i ǰakirqu ner-e-yi oluγsan bolbaču aliba kereg-i čöm deger-e-eče ǰakiyalan üiledčü γarqu oruqu ǰoγus-i siyün ǰang dawasangbu medegseger

ireǰüküi.
官員を派遣して農耕地の畝数で銭両を配分して徴収し局子に与えたのは上の命令である。タブナンたる私のかってな行為ではない。いかに私は巡警を管轄する名を得たとはいえ、全てのことはみな上からの命令でなしたのであり、銭両の支出を巡長ダワーサムボーが管轄してきた。

ここでトゥメンバヤルは自分の行動を正当化し、訴訟を率いていたサインボヤンの動機を次のように語っている（注 30）。

ǰiči mön sayinbuyan-iyar öberün bičiglegsen pou-iyan nigen ǰil boltal-a ǰiüisen-dü tusiyaγsan ügei, yüng siyang-un ǰoγus-tai abqui-a, qarin ös ebürleǰü dakin ǰisür arγ-a egüsgen ene ǰilün čaγan sarada olan-i güdken γarγaǰu beledken tegüsügsen siyün ǰing-ün erke-yi buliyaldun siduryu namayi darulan eldeb-iyer güǰirlen ǰaγalduqui-a
また、そのサインボヤンは、自分の出すべき銃を 1 年経っても局子に納めず、用項の金と一緒に徴収しようとしたら、逆に私を恨んで、再び狡計を立て、今年正月に大衆を煽惑して整備された巡警の権力を争い、誠実な私を抑圧して、様々に誣告するや。

トゥメンバヤルはサインボヤンに対して巡警局へ銃を供出するように要求した。しかし、サインボヤンは期間内に供出しなかったため、代わりに銭両を徴収しようとした。それに反対してサインボヤンは、イフ・ホロー周辺の村落の官員を率いてトゥメンバヤルを訴え、民衆を扇動して巡警局の権力を争っていると主張したのである。

ここで注目されるのは、サインボヤンがトゥメンバヤルによる銭両徴収に反対していることである。これにより彼はトゥメンバヤルに排斥され、巡長の職を失ったのであろう。実際、トゥメンバヤルの下で、農耕地への銭両賦課を実行した巡長ダワーサムボーは光緒 34（1908）年 2 月初 5 日に印務処へ文書を呈して次のように述べている。（注 31）。

önü orčin-u tüsimed〔文字欠損〕tabunang tümenbayar-i siyün ǰing-ün ǰoγus-i ilegüüče quriyamǰilan asiγlaγsan〔文字欠損〕medegülügsen-i öčüken bi mungqaylan sanabasu ene čig-ün〔文字欠損〕siyün ǰing-ün ǰoγus-i quriyamǰilan abuγsan-iyar čirügdel bolun bayiqu anu ene bisiü
現在附近の官員は、〔文字欠損〕タブナン・トゥメンバヤルを巡警の費用を余計に徴収し用いたと〔文字欠損〕報告したのを卑小たる私は愚考するに、このような〔文字欠損〕巡警のお金を徴収したことが負担となったからではないか。

やはりダワーサムボーもこの訴訟の原因が、農耕地への銭両賦課にあると証言しているのである。ダワーサムボーは更に

öčüken bi küliyeǰü bayiqu siyün ǰang-un tusiyal-iyan tülkiged bayudal-un γaǰar-a sayuǰu keǰiy-e se-yin γaǰar-a dayudan siyün ǰing-ün ǰang-yi bayičayan ögkü-yi küliyen mörgüǰü γuyuqu anu mön kü yosuγar toγtayan bolbau
卑小なる私は引き受けている巡長の職を辞めて、宿屋に泊り、いつか司の処から呼び、巡警の帳を調べてくれるのを待とう。叩頭して請うらくは、願い通りに定めてくれないか。

と辞職願を出した。彼はトゥメンバヤルと旗民の間で板挟みとなり辞職したのである。ダワーサムボーの辞職が認められた直後の光緒 34（1908）年 3 月初 3 日にサインボヤン等は旗衙門に文書を呈して、ダワーサムボーの後任を 18 ブレグの官員から選ぶように求めた（注 32）。

edüge tus qoruγan-u siyün ǰing ǰiü-yin siyün ǰang kiy-a dawasangbü tusiyal-iyan tülkiǰü orun anu keyidüǰü bayiqu tula, öčüken bide qoruγ-a-u kedün pai-yin doturača kümün anü siduryu čigeči-yi kedün ner-e sungγuǰu medegülümüi, oldaqula edeger ǰingseten nar-un doturača siyün ǰang, mü-yin tusiyal-i kürtegeǰü siyün ǰing-ün alban-i qasiγulqu bolbau
現在同ホローの巡警局の巡長護衛ダワーサムボーが辞職し、〔巡長の〕位は空いているので、卑小たる我らがホローの幾つかの牌の中から誠実な人を何名か選んで報告する。願わくばこれらの官員の中から誰かに巡長、〔巡〕目の職を与えて巡警の任務を務めさせてほしい。

このとき推薦されたのはイフ・ホロー周辺の十数ブレグの二等護衛、三等護衛、閑散官員数名であった（注 33）。農耕地への銭両賦課に反対していたサインボヤンが、管轄下の村落の官員を巡警局のポストに就ける意図があったのは明白である。彼等を巡警局の官員に任命することは農耕地に銭両を賦課して巡警傭用の財源とする措置の失敗を意味する。
推薦された官員等の任命が決定される前に、巡警局の官員から運営が非常に困難になっていることが報告された（注 34）。

önüken kedün udaγ-a čing dan bariǰu medegülün, čaγan sar-a-ača inaγsi edüi kürtel-e siyün yüng-üd-i teǰiyegsen ǰoγus-un toγ-a-yi γaryaǰu γuyuγsan bile. önü ü yuwai ǰiyai siqaǰu iregsen-iyer araǰiγ-a püsen deki öri siri-ben kögeǰü, urid-un taraγaγsan siyün yüng, üledeǰü lou fü-dü teǰiyeǰü bayiqu dörben siyün yüng nar čöm ǰoγus-iyan abumui kemen siraγdaγulǰu bayiqu tula aryγ-a ügei-degen dakin ireǰü γuyun medegülümüi, tümen örüsiyel kürtegeǰü ǰingseten qayiralan γaryaǰu edeger nar-tur ögkü ǰoγus-i pou mori bičiglegdegsen erüke nar-ača yaryalγan olγuγulǰu
このほど、数回清単を呈して、正月から今までの巡勇を養った金額を出すよう請うた。現在五月節が近づいてきたので商舗への借金〔の返済〕を督促し、前の帰宅させた巡勇と残って老府で養っている四名の巡勇もみな給料をもらうと要求しているので、仕方なく再度来て請い申し上げる。万恩を施して、官員を派遣していただき、これらに支給すべき金銭を銃と馬を書かれ

た〔供出するように命じられた〕各戸から供出させて与えた。

これによると、巡警局に雇われた巡勇の給料の支払いは滞っており、商舗から借りた銀両も返すことができなくなっていた。局の費用を旗衙門に求めても有効な措置はなされなかったようで、官員を派遣して、銃や馬を供出するように命じられた各戸から出させるよう再度求めている。銃と馬の供出を命じられた人々は、旗官員に催促されるまで割り当て分を巡警局へ納めていなかったのである。

このように、巡警局は現地社会から乖離していた上、その費用を維持するための措置は旗民の反発を招き、運営は非常な困難に直面したのである。農耕地への銭両賦課は、吉澤が論じた天津の事例での「捐」に当たるものであったが、「捐」徴収という費用調達法は、外藩のハラチン地域では実施不可能だったのである。ハラチン地域のアルバは貴族や旗の用途に応じてアルバトが必要な分を自らの任務として供出するものである。そこでは官と民の関係ではなく、貴族と非貴族間の主従関係が主導的である。旗の公共費用にしても、貴族へのアルバにしてもアルバトの任務であるため公と私の区別はない。これに対して、内地の租税は何らかの商売や生業を営む代わりに国家へ払うものである。それを財源として地方財政が成立し官僚体制が維持されていた。これは清朝国家構造における外藩モンゴルの「アルバ」と内地民人が負担する「租税」の根本的な違いを反映するものではないかと思われる。

徴税で巡警局を養う措置が失敗した後、ハラチン左旗は巡警局そのものに改革を行うことで問題の解決を図った。

5. 巡警局の整頓

上述のように、巡警局を維持するためには十分な財源が必要であった。そこで旗当局は、外藩モンゴル旗人が従来遂行してきたアルバとは異なる「租税」の性格をもつ銭両を、農耕地面積に応じて賦課しようとして、旗民の反発を惹起した。このような問題を解決するためには巡警局そのものに対する改革が必要となる。それでは、旗衙門はどのような方法でこの問題を解決したのだろうか。これについて、旗衙門が旗内に通飭した文書に次のように記されている（注 35）。

nidunun qoyar sarayin sined-iyer ǰiüise bayiγulǰu, siyün ǰang, bičigeči, toγuγači-yin sarayin ün-e budaγan ǰoγus, ǰiüizi-yi sin-e bayiγuluγsan süidkel-tei ǰaruγsan ǰoγus dolun mingγ-a nigen ǰaγun döčin mingγ-a ilegüü boljuqui, odo nige mingγan mingγ-a ilegüü sig ǰoγus üledejü bayiqu bolbaču egünü dotur-a dörben ǰaγun mingγ-a ilegüü ǰoγus ǰörildüǰü bui. si-yin γaǰar-a mön kü bayičaγan todurqayilaγsan-i esi bolγaǰu ǰiγuralduǰu bükü učir ǰüil-i čig čig-iyer tobčiy-a bičiǰü ǰakiγsan-du ǰalan sayinbuyan nar olan-iyar ǰakidal-i küliyeǰü, duratai-a ǰakidal-i küliyen dakin nekemǰilekü ügei kemen batu bičig bariγad, basa qariyatu pai-yin dotur-a-ača arban ilegüü kümün-ü ner-e-yi ǰiγsaγan bičiǰü, siyün ǰang, siyün mü-yin tusiyal-i

kürtegekü bolbau kemen medegülügsen-i se-yin γaǰar-ača ded ǰerge kiy-a rulmaǰab-du siyün ǰang, γutaγar ǰerge kiy-a čangsüi-dü siyün mü-yin tusiyal kürtegeǰü ǰarlaba

去年 2 月初旬に局子を設置し、巡長、書記、伙夫の月額、食糧費、局子を新しく設置した費用を合わせて銭 7140 仟余りになった。今、銭 1,000 仟余りが残っているが、このうち 400 仟余りが食い違っている。司衙門がまた調べて明らかにしたことに基づいて、もめている各項を、それぞれ文書を作成するよう命じたところ、ジャラン・サインボヤン等は衆人が命令を受け、命令を進んで受け容れて再び要求しないと甘結書を提出し、また所属の牌の中から十数名の名前を列記し巡長、巡目の職を与えるように求めたのを、司衙門から二等護衛ロルマジャブに巡長、三等護衛長歳に巡目の職を与えることを布告した。

これを見ると、巡警局が実際徴収した金額と支出の間に銭 400 仟余りの食い違いがあることが明らかになった。それを認めた上で旗衙門は、原告のサインボヤン等現地の官員から再び訴訟を起こさない旨の甘結書を提出させ、その代わりにサインボヤンの推薦した現地官員の中から 2 人を選んで、巡警局の巡長、巡目の職を与え、巡警局を管理させた。

そして、巡警局に関して 21 項目の改革事項を定め、新任の現地官員に実施させるように命じた。その改革の内容を列挙すると次のようになる（注 36）。

1. タブナン・トゥメンバヤル、一等護衛崔福南 2 人にジャサグ貝勒ノヤンの命令で局子の事務全般を処理させる。
2. 去年徴収した金銭の残金は 1,000 仟余りであるが、この内銭 400 仟余りは食い違っており、明細は分からない。これを新任の官員が調べて、明らかにし、今年の正月から 2 月の局子の諸費用に使う。
3. 巡警局が雇った壮丁を辞めさせ、銃を出すべき戸が成年男子を選んで供出するように。成年男子がいなければ、銃をだす戸が自ら巡勇を雇う。巡警局は巡勇を雇わない。
4. 壮丁の毎月の給料と食糧は、銃をだす戸が負担する。
5. 租借した局子の部屋を返し、会の人が適合な場所を選んで壮丁を集める。
6. 局子の全ての費用をそれぞれのバイリ〔駐在所〕の官員が自ら収集し、2 か月に 1 回交付する。巡勇に収集させてはいけない。
7. 2 組で交替していた壮丁を三道営子の壮丁と合わせて 3 組にする。
8. 巡長、巡目、書記、火夫の給料、食糧補助、旗手、号手の手当てを改めて定めよ。
9. 数戸の間に銃 1 丁を当てられたら、壮丁 1 人を供出するので、出番になった壮丁は公務に行き、他人に任せてはいけない。
10. 教習官員が毎日巡勇を訓練し、怠けてはならない。
11. 銃は供出した戸の壮丁に使用させるが、普段は所属の局子で保管する。
12. 子母は盗賊を逮捕する時使う、普段は無駄に用いてはならない。

13. 巡長、巡目等は、昼夜問わず壮丁を率いて附近を巡査し、盗賊を防止し、賭博場を開設する容疑者を取り締まる。
14. 巡長、巡目は必要な時、巡董を通じて休みを申し込む。
15. 所属壮丁が無断で来ない場合、1 日銭〔文字欠損〕仟、歩勇は銭 2 仟を罰を課す。
16. 犯人の処罰に要した金額と壮丁の費用を分けて、明確に帳簿を作って収蔵し、重要な公務や功績のある官員、壮丁を例に準じて賞する。
17. 四か月ごとに会の人が集まって収支を計算し、トラブルを解決する。
18. 壮丁を放置して事件を起こした場合、所属官員を失査の罪で処罰する。
19. 所属官員が実際に管轄するのは賭博と罪人捜査、喧嘩の制止、盗賊の防止で、逮捕した場合は官衙に報告する。許可なく公堂を立てて審理してはならない。
20. もし、ほかの駐在所に赴いて盗賊を取り締まる案件が遭ったら、前もって巡董から〔文字欠損〕出動し、騒乱を起こしてはいけない。
21. 所属局子に引き渡されなかった役のない者たちが普段局子に集まってはいけない。

これによると、タブナン・トゥメンバヤルは引き続き巡董の職に任命されたが、今度は彼 1 人ではなく、一等護衛崔福南も同時に任命された。その下にジャラン・サインボヤンが推薦したロルマジャブが巡長に、長歳が巡目にそれぞれ任命された。次に巡勇に関して見ると、タブナン・トゥメンバヤルが雇っていた者を辞めさせ、18 ブレグから青年を供出させるようにした上で、巡勇の費用はそれを供出した戸に負担させた（注 37）。つまり、農耕地税、人頭税で巡警局の費用を賄う措置を撤廃したのである。また、局子の衙門を廃止し、ブレグの会議で選んだ場所に壮丁を集め、各駐在所の官員はアルバ徴収と同様に巡警局の費用徴収を行うとした。また、2 組で交替していた壮丁を 3 組にして巡査を強化し、職員の給料、手当てを改めて定めることにした。ここまでは巡警局の組織構造に関する規定である。これに続く規定は巡警局の運営に関するもので、巡警局官員から壮丁までの守るべき規則と、賞罰が定められた。また、巡警局の管轄範囲と権限が明記された。それによると、巡警局の管轄範囲は賭博と犯人捜査、喧嘩の制止、盗賊の防止などの治安管理であるが、逮捕した犯罪者は旗官衙に引き渡すこととされ、自ら裁判を行うことは禁じられた。このことは、各ブレグから供出された壮丁が班を作って交代で管轄地域の治安維持を行う従前の「太平社」や「郷勇局」組織と同様な地方防衛組織に戻されたことを意味する。

6. おわりに

清末新政の一環として、清朝統治下の各地域で近代的警察組織として巡警局が設立される中で、外藩のハラチン地域でも、内地各省をモデルに巡警局が設立された。当初は、内地各省の巡警局と同様に、独自の衙門を有し、巡勇を雇用することによって治安維持の役割を果たさせよう

とした。しかし、この組織を維持するために必要な財源を、農耕地面積に応じて「租税」として旗民に賦課させることでまかなおうとしたことが、旗官員や旗民の強い反発を招き、訴訟を引き起こした。これに対して旗衙門は、旗民が自ら青年男子を供出して巡勇とし、その費用もこれを供出した戸に負担させる体制に改めざるを得なくなった。これは、従前の太平社や郷勇局の編成方法に戻したものにほかならない。

元来内地民人は徴税の対象であったため、地方官によって徴収された税金で地方財政を確立することができ、巡警局の設置が大きな問題に直面することはなかった。これに対して外藩モンゴルのジャサグ旗人は、普段は各王公貴族の属民である一方で、自ら国家に対して軍隊、駅站等のアルバを遂行し、武器などは自弁していた。彼等は各自の所属貴族や皇帝に公務遂行の義務を負っていたのであって、租や捐を納めることで国家･地方財政の財源となっていたわけではない。それゆえ、外藩モンゴルでは徴税による地方財政の確立は望みえなかったのである。実際内地の巡警局にならって警察組織の維持費用を一律に徴収しようとしたハラチン旗当局の試みは旗民の反発に直面し、従前の外藩モンゴルにおけるアルバ賦課の制度にならった組織に改めざるを得なくなる。ハラチン地域での巡警局創設の過程は内地の場合と異なり、外藩モンゴルの社会構造の特殊性に規定されていたと言うべきであろう。しかし、人員や費用を個人にアルバとして賦課した結果、小規模な治安組織の維持を可能にはしたものの、内地のような地方財政で養われる近代的警察組織として展開していくことはできなかった。また、個人的にアルバとして果たす体制が維持された結果、財力の集中は不可能になり、目黒や吉野が論じる内地のような官、紳、商が合辦する膨大な武装集団は形成されず、清朝が滅亡して間もなく、ハラチン地域の運命は張作霖等東三省の有力な軍閥に大きく左右されるようになるのである。

注

(1) 臨時台湾旧慣調査会：『清国行政法』第二巻 120 頁、第二章　警察、第一節　概論、第一款　警察の觀念、第一　警察の沿革、南天書局有限公司

(2) 湖南保衛局は当時の湖南巡撫陳宝箴の支持を得て、湖南按察使を就任していた維新派の黄遵憲によって創設された。しかし、創設して三か月後、百日維新の失敗によって、清朝政府の命令で撤廃された。

(3) 光緒 32（1906）年の 9 月に巡警部は民政部として改称された。

(4) ここでは漢人のことを指す。旗籍を持つ八旗旗人と外藩モンゴル旗人に対して民籍を持つ内地の漢人は民人とされていた。

(5) 保甲制度は一般的に「十戸為牌、十牌為甲、十甲為保」の十進法により組織される住民の戸口登録を行い、門牌を発給し、住民同士はお互いに監視することで治安を強化する制度である。同治年間、ハラチン地域にも保甲を設置するが、それについて別稿で論じる。

(6) 503-2-3627-1 jiyan čang siyan-u siyan-i medegči-yin γaǰar-ača qaračin jegün qosiγun-u ǰasaγ-tu yabuγuluγsan bičig 建昌県知県の処からハラチン左旗ジャサグ宛ての文書。道光 15（1835）年正月初 7 日付。

(7) 太平社の設置は地域によって年代が異なる。嘉慶 15（1810）年から設置し始めたが、本稿で引用したのは道光 15 年の事例である。

(8) ジャランは旗内の官職名、漢語で札蘭章京と言う。外藩モンゴルでは 150 丁を 1 佐領に編入して佐領章京 1 人を任命し、5 佐領にジャラン 1 人を任命した。

(9) ハラチン地域の郷は移住して来た民人を管理する県の下位単位を指す。郷内に有能な郷紳がいて社会管理を行う。郷約、郷牌は胥吏に数えられるが郷紳によって担われる場合が多い。

（10）屯達はモンゴル人と民人が共に関わる事件が発生した時、モンゴル側の犯人を査捕する役人である。乾隆 56 年からハラチン地域の村落ごとに 1 人を設置した。
（11）503-2-7447-21 meyiren kesigtü-yin ergügsen bičig 梅林へシグトの供述。光緒 34 年正月 29 日付。
（12）社首、社長は太平社の職員名である。具体的機能の区分ははっきりしない。
（13）金丹道暴動以降ハラチン地域に現れた盗賊。馬賊とも呼ばれていた。人質を持って金銭、家畜を略奪するから漢語で綁票と呼ばれた可能性がある。
（14）505-1-533 badaraγultu törü-yin qorin nigedüger on-du qosiγun-u dotur-a taraγaγsan wang-un bičig 光緒 21 年、旗内に通飭した王の文書。光緒 21 年 7 月初 9 日付。
（15）503-2-7447-34 arban kedün bülüg-ün ǰingseten siyün düng tabunang tümenbayar-i γomudaγsan bičig 十数ブレグ官員の巡董タブナン・トゥメンバヤルを訴えた文書。日付不明。
（16）上田（2008）によると康熙年間では重量 1 銭 4 分の大制銭 1000 文＝銀 1 両、重量 1 銭の小制銭 1430 文＝銀 1 両と言う。しかし、各地では私鋳銅銭が広く使われていたため時代、地域によって銅銭と銀の換算率が異なる。本稿で引用した史料に現れるお金の単位はモンゴル語で ǰoγus（銭）、中国語で吊、文と記されている。銀との換算率を確定できないため、原文のままに引用した。
（17）503-2-7447-29 siyün ǰang erdenijirüke siyün mü wanggüsing nar-un ergügsen čing dan 巡長ジャラン・エルデンジュルへ、巡募ワングシン等が旗衙門に呈した清単。
（18）503-2-7447-34 arban kedün bülüg-ün ǰingseten siyün düng tabunang tümenbayar-i γomudaγsan bičig 十数ブレグ官員の巡董タブナン・トゥメンバヤルを訴えた文書。日付不明。
（19）503-2-7447-42 siyün ǰing ǰüüi-ü ǰoγus quriyamǰilaγsan, dutaju bayiqu ba ali ayilun yamar kümün-eče kedüi tomilan quriyamǰilaγsan ner-e ǰerge-yi bayičaγaγsan liüzi 巡警局の費用徴収、未納、どのアイルの誰からいくら徴収した等を調べた留子。日付なし。
（20）漢語の村落名はモンゴル文字で表記している。引用者は他の漢文史料との比較からその漢字を確定することができたから漢語の名前を記入した。
（21）表内の 18 ブレグの内、15 ブレグの戸数は明記されているが、3 ブレグは官員の名前だけが記されている。ところが、農耕地や戸口の負担額から判断すると 10 数戸規模のブレグであると考えられる。これをすでに明記された 464 戸に加えると 500 戸前後になる。
（22）503-2-7447-34 arban kedün bülüg-ün ǰingseten siyün düng tabunang tümenbayar-i γomudaγsan bičig 十数ブレグ官員の巡董タブナン・トゥメンバヤルを訴訟した文書。日付不明。
（23）503-2-7447-21 meyiren kesigtü-yin ergügsen bičig 梅林へシグトの供述。光緒 34 年正月 29 日付。
（24）503-2-7447-34 arban kedün bülüg-ün ǰingseten siyün düng tabunang tümenbayar-i γomudaγsan bičig 十数ブレグ官員の巡董タブナン・トゥメンバヤルを訴訟した文書。日付不明。
（25）吉澤が引用している 1906 年ごろのイギリス人の調査による巡警局の給料を見ると、天津の場合、巡長の月給は 10〜12 両、巡兵 6 両が基本で、彼らを一等から三等までに分けて、等級が高いほど給料も高かった［吉澤 1992 : 2094-2120］。
（26）503-2-7447-18。光緒 34 年 4 月初 5 日付。
（27）503-2-7447-34 arban kedün bülüg-ün ǰingseten siyün düng tabunang tümenbayar-i γomudaγsan bičig 十数ブレグ官員の巡董タブナン・トゥメンバヤルを訴訟した文書。日付不明。
（28）503-2-7447-34 arban kedün bülüg-ün ǰingseten siyün düng tabunang tümenbayar-i γomudaγsan bičig 十数ブレグ官員の巡董タブナン・トゥメンバヤルを訴訟した文書。日付不明。
（29）503-2-7447-1 siyün düng tabunang tümenbayar-un ergügsen bičig 巡董トゥメンバヤルの呈文。光緒 34 年 4 月初 4 日付。
（30）503-2-7447-1 siyün düng tabunang tümenbayar-un ergügsen bičig 巡董トゥメンバヤルの呈文。光緒 34 年 4 月初 4 日付。
（31）503-2-7447-9 siyün ǰang qoyaduγar ǰerge kiy-a dawasangbuu-yin ergügsen bičig 巡長二等護衛ダワーサムボーの呈文。光緒 34 年 2 月初 5 日付。
（32）503-2-7447-6 ǰalan sayinbuyan nar-un ergügsen bičig ジャラン・サインボヤン等が呈した文書。光緒 34 年 3 月初 3 日付。
（33）ここで史料を全部引用していないが、史料の後半部分に推薦された人たちの名前と職名が記されている。
（34）503-2-7447-28 siyün ǰang erdenijirüke siyün mü wanggüsing nar-un ergügsen bičig 巡長ジャラン・エルデンジュルへ、巡目ワングシン等が旗衙門に呈した文書。光緒 34 年 2 月初 8 日付。

（35）503-2-7447-32 qosiγun dumda ǰarlaγsan yamun-u bičig 旗内に通飭した衙門の文書。日付不明。
（36）同上。
（37）喀左蒙古族史略によるとハラチン左旗に五つの巡警局が設置されていた。その一つは本稿で現れるイフ・ホローの巡警局である。他の巡警局の設置場所は不明である。イフ・ホローの巡警局はその周辺村落の治安維持を担っていた可能性が高い。それゆえ人員や費用をこれらの村落に賦課したのではないかと思われる。

参考文献

上田裕之
2008「清代康熙後半の京師における貨幣政策と銭貴の発生」『一橋経済学』2 巻 2 号、203-225 頁。
エルデンチョロ（額定其労）
2012「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」『東北アジア研究』16、167-204 頁。
岡洋樹
2010「清朝の外藩モンゴルにおける新政の位置」『歴史評論』725、16-26 頁。
田中比呂志
2007「清末民初における地域エリートと社会管理の進展：江蘇省宝山県地域社会を例として」『東京学芸大学紀要』、人文社会科学系Ⅱ 58、55-68 頁。
中国社会科学院法学研究所法制史研究室
1985『中国警察制度簡論』群衆出版社出版、新華書店北京発行所発行。
谷井俊仁
1988「清代外省の警察機能について」『東洋史研究』46(4)、763-791 頁。
中見立夫
2013『「満蒙問題」の歴史的構図』東京：東京大学出版会、73 頁。
ナヒヤ
2011「清末における教育興蒙について：内モンゴル東部を中心に」『アジア地域文化研究』7、61-81 頁。
バイルダグチ
2007「グンサンノルブの改革の社会・歴史的背景と影響」『近現代内モンゴル東部の変容』モンゴル研究所編、アジア地域文化学叢書 8、113-124 頁。
目黒克彦
1983「団練と郷勇との関係について──湘郷団練と湘勇の場合」『愛知教育大学研究報告』32(社会科学)、社会科学、第 32 輯、30-15 頁。
吉野香
2001「広西省貴県における団練の形成と郷紳」『史窓』58、341-351 頁。
吉澤誠一郎
1992「光緒末、天津における巡警創設と行政の変容」『史学雑誌』101(12)、2094-2120 頁。
1997「清末天津における「捐」と都市管理」『社会経済史学』63(4)、464-489 頁。
李天龍主編
2008『喀左蒙古族史略』瀋陽、遼寧省民族出版社、108 頁。